各 位

代表者名

会 社 名 フォースタートアップス株式会社 代表取締役社長 志水 雄一郎

(コード番号:7089)

問合せ先 取締役兼コーポレート部長 菊池 烈

(TEL. 03-6893-0650)

第三者割当による新株予約権の発行及び時価発行新株予約権信託の導入に関するお知らせ

当社は、本日開催されました取締役会において、以下のとおり、第三者割当により発行される第5 回新株予約権(以下「本新株予約権」といいます。)の発行を行うこと及び時価発行新株予約権信託 (以下「本信託」といいます。)を活用したインセンティブプラン(以下「本インセンティブプラン」 といいます。)の導入について決議いたしましたので、お知らせいたします。

なお、時価発行新株予約権信託とは、時価により発行される新株予約権を受託者が管理しておき、 一定の期日になった時点で条件を満たした受益者に対して交付するという新たなインセンティブ制 度であります。

1. 募集の概要

(1)	割 当 日	2022年2月28日
(2)	発行新株予約権数	42,000 個
(3)	発 行 価 額	714,000円(新株予約権1個につき17円)
(4)	当該発行による 潜 在 株 式 数	42,000株 (新株予約権1個につき1株)
		144,984,000 円(差引手取概算額: 138,984,000 円) (内訳)新株予約権発行による調達額:714,000 円 新株予約権行使による調達額:144,270,000 円
(5)	資金調達の額	差引手取概算額は、本新株予約権の払込金額の総額及び本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額から、本新株予約権にかかる発行諸費用の概算額を差し引いた金額となります。
(6)	行 使 価 額	1株当たり 3,435円 (固定)
(7)	募集又は割当方法 (割当予定先)	コタエル信託株式会社に対して第三者割当の方法により行います。
(8)	そ の 他	本新株予約権は、当社の業績拡大及び企業価値の増大を目指すに 当たり、当社及び当社子会社並びに関連会社の取締役、監査役及び 従業員並びに顧問及び業務委託先等の社外協力者(以下「当社役職 員等」といいます。)の一体感と結束力をさらに高め、より一層意

欲及び士気の向上を図ることを目的として発行されるものです。

当社は、一般的に実施されているストックオプションのような従来型のインセンティブプランではなく、信託を用いた本インセンティブプランを活用することにより、当社役職員等を対象として、当社への貢献度に応じて、予め定めた本新株予約権の交付ガイドライン(以下「交付ガイドライン」といいます。)に従って新株予約権を分配することができます。これにより、当社は、当社企業価値の向上に向けた当社役職員等の貢献を公平に評価した上で新株予約権を分配することができるようになり、既存の新株予約権を用いたインセンティブプランよりも一層、当社役職員等の当社への貢献意欲の向上を図ることができ、また優秀な人材を誘引できるものと期待しております。

なお、本新株予約権の譲渡には、当社取締役会の承認を要します。 <主な行使条件>

- ① 本新株予約権の割当を受けた者(以下「本新株予約権者」という。)は、2025年3月期の事業年度において、当社の有価証券報告書に記載された連結損益計算書(連結損益計算書を作成していない場合には損益計算書。以下同様)に記載された売上高(ただし、投資事業から生じた売上高は除く。)が、下記(a)から(c)に記載したいずれかの条件を充たした場合、各号に掲げる割合(以下「行使可能割合」という。)を上限として、2025年7月1日から本新株予約権を行使することができる。
 - (a) 売上高が4,000百万円を超過した場合: 行使可能割合 80%
 - (b) 売上高が4,500百万円を超過した場合: 行使可能割合 90%
 - (c) 売上高が 5,000 百万円を超過した場合: 行使可能割合 100%

なお、上記における売上高の判定に際しては、適用される会計 基準の変更や当社の業績に多大な影響を及ぼす企業買収等の 事象が発生し当社の損益計算書に記載された実績数値で判定 を行うことが適切ではないと取締役会が判断した場合には、当 社は合理的な範囲内で当該企業買収等の影響を排除し、判定に 使用する実績数値の調整を行うことができるものとする。

- ② 本新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時において、当社 または当社の子会社もしくは関連会社の取締役、監査役もしく は従業員または顧問もしくは社外協力者等の業務委託先であ ることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、そ の他正当な理由があると当社取締役会が認めた場合は、この限 りではない。
- ③ 本新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

- ④ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時 点における発行可能株式数を超過することとなるときは、当該 本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ⑤ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
- ⑥ 金融商品取引法に基づく届出の効力が発生することを条件とする。
- (注) 資金調達の額は、本新株予約権の払込金額の総額に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額を合算した額から、発行諸費用の概算額を差し引いた金額です。本新株予約権の行使期間中に行使が行われない場合又は新株予約権を取得した者がその権利を喪失した場合、払込金額の総額及び差引手取概算額は減少します。

2. 募集の目的及び理由

<本インセンティブプラン導入の目的及び理由>

当社は、当社役職員等のモチベーションの維持・向上を図るとともに中長期的な企業価値向上へのインセンティブを付与したいという当社の代表取締役社長である志水雄一郎(以下「本委託者」といいます。)の発案を受け、今般、コタエル信託株式会社(以下「コタエル信託」といいます。)との間で時価発行新株予約権信託設定契約(以下「本信託契約」といいます。)を締結し、当社が信託管理人兼受益者指定権者を務めるとともに、コタエル信託に対して本新株予約権を発行することにより、本信託を活用したインセンティブプランを導入いたします。

なお、本委託者は、本信託の目的を、当社役職員等のモチベーション維持・向上のために、自らの出捐で、当社役職員等を対象としてその将来の貢献期待に応じて公平に企業価値の増加に対する恩恵に浴する機会を提供することと捉えており、当社としても、当社役職員等が本新株予約権の交付を受ける立場、即ち将来的に会社のオーナー(株主)となり得る立場から経営の一翼を担うことが当社の役職員等の貢献意欲や士気をより一層高め、当社をより一層活性化させることに繋がり、もって、当社の企業価値をより一層向上することに繋がるものと期待しております。

本インセンティブプランでは、本信託契約の定めに従って、本委託者がコタエル信託に対してその手許資金を信託し、コタエル信託が本新株予約権の総数を引受けるとともに、信託拠出された資金を用いて本新株予約権の発行価額の総額を払込むことで、本新株予約権を取得します。そして、このようにしてコタエル信託が取得した本新株予約権は、2025年6月末に到来する交付日において、当社により本新株予約権の交付を受ける者として指定された当社役職員等(以下「受益者」といいます。)に分配されることになります。(詳細については、下記「本インセンティブプランの概要図」をご参照ください。)。

当社は、交付日において、受益者を本新株予約権の配分方法が規定される交付ガイドラインに従って指定します。

具体的には、当社の定める交付ガイドラインでは、当社の管理担当取締役及び社外役員複数名によって構成され、社外役員が過半数を占める評価委員会が、毎半期に1度、各当社役職員等に対して、人事評価結果を基にポイントを付与します。そして、2025年6月末に到来する交付日において評価委員会が決定した本新株予約権の個数を、各当社役職員等が保有するポイント数で比例按分するようにして本新株予約権の変付を行います。なお、2025年6月末に到来する交付日において交付されるべき本新株予約権の個数の上限は、2025年3月期の事業年度における当社の業績達成割合がどの程度であったかに応じて評価委員会が本新株予約権の8割から10割の範囲で決定することとされており、業績達成割合が芳しくなかった結果として本新株予約権に残余が生じた場合には、原則として当社からの指示に基づいて当該残余部分をコタエル信託に放棄させることを想定しております。

当社が今般導入いたしました本インセンティブプランは、現在当社に在籍している者のみならず 将来採用される当社役職員等も含めて、将来の分配時点において、それまでの貢献度を考慮して本 新株予約権の交付対象者と交付個数を決定することが可能となる点において、一般的に実施されて いるストックオプションのような従来型のインセンティブプランとは異なる特徴を有するもので あります。

即ち、従来型の信託を活用しないインセンティブプランにおいては、発行会社は、新株予約権の発行時点で付与対象者及び付与対象者ごとの付与個数を決定しなければならず、①役職員の過去の実績などを手掛かりに将来の貢献度を現時点で見積もって付与した結果、実際の業績貢献度に応じた適切な報酬配分とならない場合や、②発行後に入社する役職員との間の不公平を避けるために、何度も新たな新株予約権を発行しなければならず、その都度煩雑な発行手続きや管理コストの負担が必要になるなどといった課題がありました。また、従来の信託型ストックオプションでは、将来入社する役職員に対しても公平に過去に発行された新株予約権を交付できるメリットは同じくあるものの、交付日が予め固定されており、なおかつ、それぞれのタイミングに交付すべき本新株予約権の個数も固定されてしまっていたため、①将来の貢献期待に対して心証を十分に得ていないにも拘わらず、各交付日に当該固定数の新株予約権の交付を余儀なくされたり②優秀な人材に対して採用直後に新株予約権の交付をコミットすることができなかったりするなどといった課題がありました。

これに対して、本インセンティブプランにおいては、コタエル信託に対して発行された本新株予 約権を、当社役職員等の貢献期待値に応じて、公平に分配することが可能であり、将来採用される 当社役職員等に対しても適切な数量の本新株予約権を分配することが可能となるほか、本新株予約権の交付日時点の当社役職員等に本新株予約権を交付することができるため、交付日までに退職者が出た場合にも対応することが可能となるなど、従来型のインセンティブプランでは実現が困難であった柔軟な運用が可能となっております。

また、本インセンティブプランでは、従来の民事信託による信託型ストックオプション同様に、限られた個数の本新株予約権を将来の貢献度に応じて当社役職員等で分配することになるため、より一層当社への貢献意欲が向上するものと期待されるとともに、優秀な人材の獲得に当たっての誘引手段として機能することが期待されます。

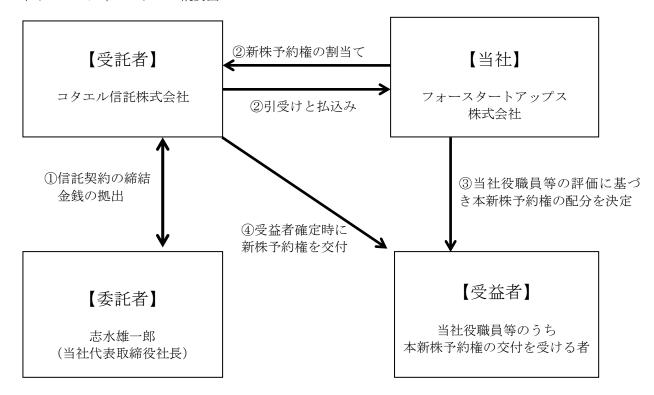
さらに、本新株予約権には、売上高に関する業績達成条件(2025年3月期に売上高40億円以上の段階的達成)が定められており、これにより当社役職員等の業績達成意欲をより一層向上させ、当該業績目標の達成を通じて、当社の企業価値・株式価値を名実ともに向上させることが期待できます。なお、当社役職員等の業績達成意欲増進の観点から、当該業績目標は、当社の過去の業績推移と比較して、一段と高い位置に設定しております。

以上のことから、当社は、本インセンティブプランの導入が既存株主の皆様の利益にも資するものであると考えております。

<本信託の概要>

名称	時価発行新株予約権信託設定契約
委託者	志水雄一郎 (当社代表取締役社長)
受託者	コタエル信託株式会社
受益者	信託期間満了日に受益者として指定された者
文価名	(受益者確定手続を経て特定されるに至ります。)
信託契約日	2022 年 2 月 24 日
	2022 年 6 月末日
信託期間満了日	※初回の交付日である同日に交付されない本新株予約権は、その後
(本新株予約権の交付日)	6か月おきに到来する交付日において交付されることになります。
	(なお、実際の交付日は 2025 年 6 月末日を予定)
信託の目的	本新株予約権を受益者に交付することを主たる目的とします。
	本信託契約に基づき、交付日時点の当社役職員等のうち、交付日時
	点において受益者として指定された者を受益者とし、それぞれ本新
	株予約権の分配数量を確定します。
	なお、分配のための基準は、信託契約日である 2022 年 2 月 24 日付
 受益者適格要件	で定められる予定の交付ガイドラインに規定されております。交付
文価有適俗安計	ガイドラインとは、信託期間満了日に本新株予約権を交付する当社
	役職員等の範囲と数量を決定するために当社が定めた準則であり、
	当社は交付ガイドラインに従って当社役職員等の業績を評価し、本
	新株予約権の分配を行います。その内容は、上記<本インセンティ
	ブプラン導入の目的および理由>に記載の通りです。

<本インセンティブプランの概要図>



- ① 本委託者である志水雄一郎が受託者であるコタエル信託との間の本信託契約に基づきコタエル信託へ金銭を拠出し、本信託を設定します。当社は、本信託契約に基づき、信託管理人兼受益者指定権者に就任します。なお、本インセンティブプランは、本委託者から将来の受益者に対する贈与の性格を有するものです。
- ② 当社は、本信託の設定を前提に、2022年2月7日開催の取締役会決議に基づき、コタエル信託に対して本新株予約権を発行し、コタエル信託は、上記①で本信託に拠出された金銭を原資として、当社から本新株予約権を引き受け、本信託契約に従い本新株予約権を信託期間の満了日まで保管します。
- ③ 当社は、交付ガイドラインの定めに従い、交付日までの当社への貢献度等から予測される将来の 貢献期待値に応じて、当社役職員等に対して交付すべき本新株予約権の個数を決定します。
- ④ 交付日に受益者が確定し、コタエル信託が管理していた本新株予約権が受益者に分配されます。

※本新株予約権の分配を受けた受益者は、当該本新株予約権の発行要項及び取扱いに関する契約の内容に従い、当該新株予約権を行使して行使価額の払込みをすることで当社の普通株式を取得することができます。また、権利行使により当社株式を取得した受益者は、株主として当社株式を保有し、また、任意の時点で市場にて株式を売却することができます。

3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1)調達する資金の額(差引手取概算額)

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)	
144, 984, 000	6, 000, 000	138, 984, 000	

- (注) 1. 払込金額の総額は、新株予約権の払込金額の総額(714,000円)に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額(144,270,000円)を合算した金額であります。
 - 2. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
 - 3. 発行諸費用の概算額は、信託報酬、新株予約権の価額算定費用、弁護士費用等の合計額であります。
 - 4. 本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び放棄が生じた場合には、上記払込金額の総額及び差引手取概算額は減少します。

(2) 調達する資金の具体的な使途

本新株予約権は、当社の業績拡大及び企業価値の増大を目指すに当たり、当社役職員等の一体感と結束力をさらに高め、より一層意欲及び士気の向上を図ることを目的として発行されるものであり、資金調達を目的としておりません。

なお、本新株予約権の行使の決定は受託者であるコタエル信託から本新株予約権の交付を受けた当社役職員等の判断に委ねられるため、本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額は、現時点でその金額及び時期を資金計画に織り込むことは困難であります。従って、手取金は運転資金に充当する予定でありますが、具体的な金額については、行使による払込みがなされた時点の状況に応じて決定いたします。

また、行使による払込みがなされた以降、上記充当時期までの資金管理につきましては、銀行預金等の安定的な金融資産で運用する予定です。

4. 資金使途の合理性に関する考え方

本新株予約権の発行及びその行使により調達する資金は、当社の業務運営に資するものであり、合理性があるものと考えております。

5. 発行条件等の合理性

(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

当社は、本新株予約権の発行価額の決定に際して、当社から独立した第三者評価機関である株式会社プルータス・コンサルティングに本新株予約権の評価を依頼しました。当該第三者評価機関は、本新株予約権の発行に係る取締役会決議日の前取引日の東京証券取引所における当社株価終値3,435円/株、株価変動性(ボラティリティ)54.64%、配当利回り0%、無リスク利子率0.177%や本新株予約権の発行要項に定められた条件(行使価額3,435円/株、満期までの期間10年、業績条件)に基づいて、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによって本新株予約権の評価を実施した結果、1個当たりの評価結果を17円と算出しております。

当社取締役会は、かかる本新株予約権の発行価額について、第三者評価機関が評価額に影響を及ぼす可能性のある前提条件をその評価の基礎としていること、当該前提条件を反映した新株予約権の算定手法として一般的に用いられている方法で価値を算定していることから、適正かつ妥当であり有利発行に該当しないものと判断し、本新株予約権の1個当たりの払込金額を当該算出結果と同額である17円に決定いたしました。

また、本新株予約権の行使価額については、本新株予約権発行に係る取締役会決議日の前取引日(2022年2月4日)の東京証券取引所における普通取引の終値3,435円を参考として、当該終値と同額の1株3,435円に決定いたしました。

さらに、当社監査役3名(うち社外監査役2名)から、監査役全員一致の意見として、上記算定根拠に照らした結果、本新株予約権の発行条件が有利発行に該当せず、適法である旨の見解を得ております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株予約権が全て行使された場合に交付される株式数は 42,000 株 (議決権数 420 個) であり、2021 年 9 月末現在の当社発行済株式総数 3,429,200 株 (議決権数 34,264 個) を分母とする希薄化率は 1.22% (議決権の総数に対する割合は 1.23%) に相当し本新株予約権の行使により相応の希薄化が生じます。

しかしながら、本新株予約権は、当社の業績拡大及び企業価値の中長期的な増大を目指すに 当たり、当社役職員等の一体感との結束力をさらに高め、より一層の意欲及び士気の向上を目 的としております。また、あらかじめ定める業績に係る目標の達成が行使条件とされており、 その目標が達成されることは、当社の企業価値・株主価値の向上が見込まれるものと考えてお ります。

なお、本新株予約権の行使により発行される株式の総数 42,000 株に対し、当社普通株式の過去6ヶ月間における1日当たり平均出来高は約114,500 株であり、一定の流動性を有しております。

以上の理由により、当社といたしましては、本新株予約権の発行は、企業価値、株主価値の向上に寄与するものと見込まれ、既存株主の皆様の利益にも貢献できるものと判断しており、今回の発行数量及び株式の希薄化規模は合理的であると考えております。

6. 割当予定先の選定理由等

(1) 割当予定先の概要

(-) H1:	1 1 VC / L 1 1 1 1 1 1 1			<u> </u>
(1)	名		称	コタエル信託株式会社
(2)	所	在	地	東京都千代田区丸の内二丁目4番1号 丸の内ビルディング26階
(3)	代表者の	役職・氏	名	代表取締役社長 松田良成
(4)	事 業	内	容	信託業
(5)	資	本	金	1億円
(6)	設 立	年 月	日	2018年10月25日
(7)	発 行 済	床 株 式	数	1 億株
(8)	決	算	期	3月31日
(9)	従 業	員	数	19人(2021年12月31日現在)
(10)	主 要	取 引	先	一般企業
(11)	主要取	対 引 銀	行	株式会社三菱 UFJ 銀行
(12)	大株主及	び持株比	率	株式会社 iXp 66.66%、株式会社ミスティゲート 33.34%
(13)	当事会社	生間の関	係	
	資 本	関	係	当社と割当予定先及びその支配株主との間には、記載すべき資本 関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と割当予定 先の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき資本関係はあり ません。
	人 的	関	係	当社と割当予定先及びその支配株主との間には、記載すべき人的 関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と割当予定 先の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき人的関係はあり ません。
	取 引	関	係	当社と割当予定先及びその支配株主との間には、記載すべき取引 関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社 の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき取引関係はありませ ん。
	関 連 当 該 当	事者へ状	の 況	割当予定先及びその支配株主は、当社の関連当事者には該当しません。また、当該会社の関係者及び関係会社は、当社の関連当事者には該当しません。

- (注)1.提出者と割当予定先との間の関係の欄は、2022年2月7日現在のものであります。
 - 2. 当社は、割当予定先から、反社会的勢力との関係がない旨の表明書を受領しております。当社においても日経テレコンによるデータベース検索を利用することに加え、独自に専門の調査機関に調査を依頼し、割当予定先とその役員及び主要株主が反社会的勢力等とは関係がないことを確認しており、割当予定先とその役員及び主要株主が反社会的勢力等とは一切関係がない旨の確認書を東京証券取引所に提出しております。受益者の中には顧問及び業務委託等の社外協力者が含まれておりますが、現時点において割り当てをすることが決定しているものではありあません。顧問及び業務委託先等の社外協力者への割当が決定した際には当該割当先が反社会的勢力等とは一切関係がない旨の確認を行います。

(2) 割当予定先を選定した理由

本インセンティブプランを実現するためには、信託を設定し、当該信託の受託者を割当予定 先として新株予約権の割当を行う必要があります。受託者は、信託財産の管理、信託に係る事 務手続きを行うことになります。

当社は、信託型ストックオプションを考案し、本インセンティブプランに関連する特許の出

願を行うなど、数多くのインセンティブスキームを開発し続けている松田良成弁護士が代表取締役を務めるコタエル信託株式会社が本インセンティブプランの実現のために必須であること、同社の信託型ストックオプションに対する造詣の深さ、商事信託として本インセンティブプランのオペレーションを知悉していること、2021年8月に発表されたFATF(金融活動作業部会)による第4次対日相互審査報告書において、商事信託でない信託(即ち、民事信託)はマネーロンダリング規制の観点から透明性に課題があるものと認定されたため、本インセンティブプランのような上場株式と密接に関連する信託につき民事信託を活用することは適切でないこと等を総合的に判断した結果、コタエル信託株式会社に対して信託の管理事務手続きを委託する方法が最適であると判断し、割当予定先として選定しました。

(3) 割当予定先の保有方針

割当予定先であるコタエル信託は、本信託契約及び交付ガイドラインに従い、本新株予約権を交付日まで保有し、交付日が到来する都度、当社の指図に従って、当社が指定する数量の本新株予約権を受益者に交付することとなっております。

(4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

当社は、本新株予約権の払込みに要する資金に相当する金銭の保有状況を、本委託者である 志水雄一郎が本新株予約権の発行価額に相当する資金を保有していることを 2022 年 2 月 4 日 に本委託者の預金通帳の写しを入手することにより確認しております。

(5) その他重要な契約等

上記の本信託契約のほか、今回当社が発行する本新株予約権に関し、割当予定先との間において締結した重要な契約はありません。

7. 募集後の大株主及び持株比率

募集前		募集後	
株式会社ウィルグループ	61. 27%	株式会社ウィルグループ	60.53%
志水 雄一郎	6. 99%	志水 雄一郎	6.91%
株式会社日本カストディ銀行	5.87%	株式会社日本カストディ銀行	5.80%
(信託口)		(信託口)	
株式会社日本カストディ銀行	2.34%	株式会社日本カストディ銀行	2.31%
(証券投資信託口)		(証券投資信託口)	
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG	2.01%	BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG	1.98%
(FE-AC)(常任代理人 株式会社三菱		(FE-AC)(常任代理人 株式会社三菱	
UFJ 銀行 決済事業部)		UFJ 銀行 決済事業部)	
小原健	1.91%	小原健	1.89%
松井証券株式会社	1.60%	松井証券株式会社	1.58%
コタエル信託株式会社	_	コタエル信託株式会社	1.21%
恒田 有希子	1.00%	恒田 有希子	0.99%
戸村 憲史	1.00%	戸村 憲史	0.99%

- (注) 1. 募集前の保有比率は、2021年9月末現在の株主名簿上の株式数を基準としております。
 - 2. 募集後の保有比率は、2021年9月末現在の所有議決権数を、同日時点の総議決権数に本新株予約権の目的である株式の総数に係る議決権数を加算した数で除して算出しております。
 - 3. 上記表中の持株比率は、小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。
 - 4. 本インセンティブプランの性質上、現時点において、本新株予約権の交付を受ける受益者

が確定していないことから、受益者は募集後の大株主及び保有比率には表示しておりません。

8. 今後の見通し

現在のところ、2022年2月7日に発表いたしました2022年3月期の通期業績予想に変更はありません。

また、本新株予約権が行使され、調達資金の使途に従い業務を遂行することにより業績への影響が生じた場合は、直ちに開示いたします。

9. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本新株予約権の発行は、①希薄化率が合計 25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものではないこと (新株予約権すべてが権利行使された場合であっても、支配株主の異動が見込まれるものではないこと) ことから、株式会社東京証券取引所の定める有価証券上場規程第 432 条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続きは要しません。

10. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績(非連結)

決算期	2019年3月期	2020年3月期	2021年3月期
売上高	1,045,083 千円	1,262,890 千円	1,273,285 千円
営業利益	271,516 千円	308, 787 千円	158,089 千円
経常利益	274,010 千円	287, 797 千円	161,231 千円
1株当たり当期純利益	65.47 円	68.96 円	28.70 円
1株当たり配当額	_	_	_
1株当たり純資産	120.12 円	281.14 円	305. 38 円

⁽注)1株当たり配当額については、配当を実施していないため記載しておりません。

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況(2021年9月末現在)

	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	3,429,200 株	100.00%
現時点の転換価額(行使価額)における 潜在株式数	229, 800 株	6.7%

(3) 最近の株価の状況

① 最近3年間の状況

		2019年3月期	2020年3月期	2021年3月期
始	値	_	1,628 円	1,452円
高	値	_	2, 272 円	2, 173 円
安	値	_	1, 203 円	1, 167 円
終	値	_	1,510円	1,434 円

⁽注) 2020 年 3 月期の株価については、上場日である 2020 年 3 月 13 日以降の株価を記載しております。

② 最近6か月間の状況

	9月	10 月	11 月	12 月	1月	2月
始 値	3,305円	4,220 円	4,150円	4,815円	4,300円	3,500円
高 値	5,200円	4,350円	6,610円	5, 130 円	4,400 円	3,620円
安 値	3,160円	3,470円	4,140円	3, 985 円	2,977 円	3,160円
終値	4,250 円	3,950円	4,675 円	4,345 円	3,320 円	3,435 円

(注) 2022年2月の株価については、2022年2月4日現在で記載しております。

③ 発行決議日前日における株価

		2022年2月4日
始	値	3, 275 円
高	値	3, 450 円
安	値	3, 160 円
終	値	3, 435 円

(4) 過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況等

・公募による新株式発行(新規上場時)

+/ >7 #8 □	2020年2月12日
払 込 期 日	2020年3月12日
調達資金の額	320, 680, 000 円 (差引手取概算額)
発 行 価 額	1,770円
募集時における発行済株式数	200,000 株
当該募集による発 行 株 式 数	200,000 株
募集後における発行済株式総数	3, 134, 000 株
発行時における当初の資金使途	① 採用費・人件費 ② 本社移転または増床に伴う設備投資
発行時における	① 2021年3月期及び2022年3月期
支出予定時期	② 2021年3月期
	2020年11月6日に充当時期を変更し、
現時点における	② 2021年3月期~2022年3月期
充 当 状 況	③ 2022年3月期~2023年3月期 としております。
	なお、現時点においては、上記①及び②について全額充当しております。

フォースタートアップス株式会社 第5回新株予約権発行要項

1. 新株予約権の数

42,000 個

なお、第5回新株予約権証券(以下、「本新株予約権」という。)を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式42,000株とし、下記3.(1)により本新株予約権にかかる付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に本新株予約権の数を乗じた数とする。

2. 新株予約権と引換えに払い込む金銭

本新株予約権1個あたりの発行価額は、17円とする。なお、当該金額は、第三者評価機関である株式会社プルータス・コンサルティングが、当社の株価情報等を考慮して、一般的なオプション価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによって算出した結果を参考に決定したものである。

- 3. 新株予約権の内容
- (1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権1個あたりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は、当社普通株式1株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数=調整前付与株式数×分割(または併合)の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

(2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額または算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株あたりの払込金額(以下、「行 使価額」という。)に、付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、金3,435円とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

調整後行使価額=調整前行使価額 × ______

分割(または併合)の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換及び株式交付による自己株式の移転の場合を除く。)、 次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から 当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の 処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。 さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

(3) 新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間(以下、「行使期間」という。)は、2025年7月1日から2032年2月27日(但し、最終日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日)までとする。

- (4) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項
 - ① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
 - ② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記 ①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (5) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

- (6) 新株予約権の行使の条件
 - ① 本新株予約権の割当を受けた者(以下、「本新株予約権者」という。)は、2025年3月期の事業年度において、当社の有価証券報告書に記載された連結損益計算書(連結損益計算書を作成していない場合には損益計算書。以下同様)に記載された売上高(ただし、投資事業から生じた売上高は除く。)が、下記(a)から(c)に記載したいずれかの条件を充たした場合、各号に掲げる割合(以下、「行使可能割合」という。)を上限として、2025年7月1日から本新株予約権を行使することができる。
 - (a) 売上高が4,000百万円を超過した場合: 行使可能割合80%
 - (b) 売上高が4,500百万円を超過した場合: 行使可能割合90%
 - (c) 売上高が5,000百万円を超過した場合: 行使可能割合100%

なお、上記における売上高の判定に際しては、適用される会計基準の変更や当社の業績に多大な影響を及ぼす企業買収等の事象が発生し当社の損益計算書に記載された実績数値で判定を行うことが適切ではないと取締役会が判断した場合には、当社は合理的な範囲内で当該企業買収等の影響を排除し、判定に使用する実績数値の調整を行うことができるものとする。

- ② 本新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時において、当社または当社の子会社もしくは関連会社の取締役、監査役もしくは従業員または顧問もしくは業務委託契約先等の社外協力者であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- ③ 本新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- ④ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ⑤ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
- 4. 新株予約権の割当日

2022年2月28日

- 5. 新株予約権の取得に関する事項
- (1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは 分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約、株式交付計画もしくは株式移転計画 について株主総会の承認(株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議)がなされた場合

は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。ただし、当社と契約関係にある信託会社が本新株予約権者である場合にはこの限りではない。

- (2) 本新株予約権者が権利行使をする前に、上記3.(6) に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。ただし、当社と契約関係にある信託会社が本新株予約権者である場合にはこの限りではない。
- 6. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に本新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数 本新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記3.(1)に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記3.(2)で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記6.(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上記3.(3)に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記3.(3)に定める行使期間の末日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する 事項

上記3.(4)に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8) その他新株予約権の行使の条件

上記3. (6) に準じて決定する。

(9) 新株予約権の取得事由及び条件

上記5に準じて決定する。

- (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。
- 7. 新株予約権にかかる新株予約権証券に関する事項

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しないものとする。

8. 新株予約権と引換えにする金銭の払込みの期日

2022年3月2日

以上